令和９年度（令和９年４月１日～令和10年３月31日）

児童ホーム入所申請受付について

大和高田市では、放課後等に保護者が仕事などの理由により、家庭で適切に保育を受けられない児童に対し、生活の場を与えることで、その健全な育成を図ることを目的として、『児童ホーム』を開設しています。

入所資格　大和高田市立小学校に通学する１年生から６年生までの児童で、保護者（またはこれにかわる者）の就労状況、健康上の理由などにより、放課後などに家庭で適切に保育を受けられない児童であること。

受付期間　令和８年１１月１６日（月）～令和８年１２月１８日（金）

受付場所　大和高田市役所　保育幼稚園課（２階）

受付時間　午前９時００分から午後４時３０分まで（土・日・祝日の受付はありません。）
１１月２６日（木）・１２月１０日（木）の両日については、午後７時まで受付時間を延長します。

提出書類

	必要書類	特記事項
1	入所申請書	入所を希望する子どもひとりにつき１通の申請書が必要です。
2	保育理由証明書	入所を希望する理由に応じて、保護者の方全員分の保育理由証明書【A】～【H】（保育理由証明書【C】・【G】は欠番です。）のうち該当する書類を提出してください。 65歳未満（入所予定日現在）の祖父母と同居されている場合、祖父母の方の保育理由証明書についても提出が必要です。 ※保育理由については次ページをご参照ください。 ※証明書は、証明日が令和８年９月１日以降のものに限ります。（なお、受付期間後の申請の場合、申請日の直近２か月以内のものに限ります。）
3	入所に関する承諾書	
4	児童ホーム利用調整基準	ホームで定員を超える申込みがあった場合、ホームごとに利用調整を実施します。提出書類等で確認した内容に基づき、利用調整点数の高い方から入所者を決定します。
5	帰宅方法に関する承諾書（※任意提出）	※事情により保護者以外の方が迎えに来られる場合、あるいは児童個人で帰宅することがある場合は提出してください。

※１，３，４，５の書類は、入所する子どもの人数分必要です。

新規利用・継続利用を問わず、令和９年度の入所を希望する方は、受付期間中に申込みをしてください。令和９年４月に小学校入学予定の児童についても同様です。

入所を希望する理由

保護者の方全員に【表１】の１～７のいずれかの理由が必要です。

また、６５歳未満（入所予定日時点）の祖父母と同居されている場合、祖父母の方の保育理由が必要です。

理由の証明のため、【表２】に記載の書類を提出していただきます。

【表１】

	入所を希望する理由	利用可能な期間
1	就労（月に４８時間以上の就労を常態とされている場合に限る）	就労している期間
2	育児休業	出産から１年間
3	妊娠・出産	出産月とその前後２か月を含めた５か月間
4	疾病・傷病	保育が困難と認められる期間
5	障害	保育が困難と認められる期間
6	就学・職業訓練	学校等を卒業または修了する日まで
7	看護・介護	看護・介護が必要と認められる期間

入所を希望する理由別の必要書類一覧

入所を希望する理由に応じて、申請時に必要書類を提出してください。

（保育理由証明書Ｄ・Ｅ・Ｆ・Ｈが必要な場合は保育幼稚園課までお問い合わせください。）

【表２】

	入所を希望する理由	必要添付書類	備考
1	居宅外で就労されている方 ※単身赴任の方も含みます。 内職をしている方 （予定を含む）	保育理由証明書Ａ（就労及び内定証明書）	保育理由証明書Ａの記載には、就労している方は事業主による証明が必要です。 内職をしている方は発注者による証明が必要です。
	自営(自宅外自営、親族経営等の自営を含む)の場合 ※農林水畜産業を営んでいる方も含みます。 会社の経営者又は代表者の方	保育理由証明書Ｂ（自営業申立書）	自営を証明する書類（営業許可書・開業届・収支内訳書・所得税の申告に用いる帳簿書類等の写し）または、営業収入を証明する書類（直近の確定申告書・収益振込明細等の写し）が必要です。 添付書類がない場合は、保育理由としては認められません。
2	育児休業中の方	保育理由証明書Ａ（就労及び内定証明書）　及び 保育に係る申立書Ｈ	保育理由証明書Ａの記載には、就労についての内容に加えて、育児休業に関する項目についての事業主による証明が必要です。 申立書Ｈには、育児休業期間と保育が必要となる理由についての記入が必要です。
3	出産前後の方	保育理由証明書Ｄ（傷病・心身障害・出産証明書）	保育理由証明書Ｄの記載には、主治医による証明が必要です。
4	保護者が病気療養中の方		
5	保護者が障害をお持ちの方		身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写しが必要です。
6	保護者が学校に在学中の方 職業訓練学校等へ通学の方	保育理由証明書Ｅ（就学証明書）	保育理由証明書Ｅの記載には、就学先による証明が必要です。

7	保護者が看護・介護している方	保育理由証明書Ｆ（看護【介護】証明書）	保育理由証明書Ｆの記載には、被看護者の状況に応じて以下の３つのうちいずれか１つが必要です。 ○障害による手帳等の交付を受けている方…身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し ○要介護認定を受けている方…介護保険証の写し ○その他の方…被看護者の主治医による証明 また、いずれの場合でも、看護者・被看護者以外の者の証明も併せて必要です。

入所できる期間

令和９年４月１日から令和１０年３月３１日まで

開設時間等

○開設日および開設時間

小学校の授業又は行事がある日：放課後から午後７時００分まで

学校休業日（土曜日・夏休み・冬休み等）：午前７時３０分から午後７時００分まで

○休所日

日曜日・祝日・年末年始（１２月２８日～１月４日）

費用等

○保育料は、出席日数にかかわらず、同一家族の児童１人目は月額4,000 円、２人目以降は月額2,500 円を徴収します。また、延長保育（午後６時から午後７時までの保育）の利用を希望する場合は、別途延長保育料月額1,000 円が発生します。なお、生活保護を受給されている方を対象とした減免制度があります。減免を受けるには、別途申請が必要です。詳しくは保育幼稚園課までお問い合わせください。

○児童ホーム傷害保険（年額800 円）に加入していただきます。

○事故等により急を要する場合は医師の手当てを受けさせますが、その際の費用は当該児童の保護者負担となります。

○児童ホームでの保育時間中に児童が備品等を破損させた場合、保護者に費用を負担していただきます。

ホームをお休みする場合

月単位でホームを休まれる場合は、必ずお休みされる月の前月末日までに保育幼稚園課へ「休所届」を提出してください。休所届が提出された期間は、保育料は発生しませんが、期限までに提出されない場合は、保育料が発生いたしますのでご注意ください。

入所希望者が急増しており、空き待ちをされる方もいることから、連続して休所できる期間は２か月間といたします。３か月以上連続しての休所はできません。

ホームを退所する場合

ホームを退所する場合は、必ず退所される月の前月末日までに保育幼稚園課へ「退所届」を提出してください。期限までに提出されない場合は、保育料が発生しますのでご注意ください。

その他

・学校給食がない日及び学校休業日はお弁当をお持ちください。

・児童が体調不良となった時、ホームには静養スペースがありませんので、早急にお迎えに来ていただくようお願い

します。

・児童ホーム周辺は駐車禁止区間やスクールゾーンで車両が進入禁止になっている時間帯等がありますので、やむを得ず車等で送迎する際は、十分にご確認ください。

入所の申請にあたって

次の事柄について承諾の上、申込んでいただきますようお願いします。

①受付期間内に申込みのあった方を優先します。
先着順ではありません。

②受付期間内に申込みのあった児童については、極力入所していただけるよう努めますが、次の場合には入所いただけない場合があります。

・定員以上の申込みがあり、入所可能な人員を超えている場合
（利用調整基準に基づき選考し、入所を決定します。その場合、受け入れ体制が整うまで、待機していただくことがあります。）

・重大な疾病や障害があり、集団活動に耐えられないと判断される場合
（体験入所により判断することがあります。）

・児童及び保護者の行為が、管理運営上、不適当と認められる場合

③入所の際に、年額 800 円の傷害補償制度に加入していただきます。補償の内容等は、入所が決まった方にお知らせいたします。

④近年、入所申込みが急増しているため、入所後３か月以上連続して休所される児童については、特別な事情がない限り退所していただきます。再度入所をご希望の際は、新たに入所申込みをしてください。
また、保育料を２か月分以上滞納された場合は、退所していただくことがあります。

⑤書類等に不備がある場合は、受付できない場合があります。

※申込みの際、未納の児童ホーム保育料がある場合は、完納されるまで入所決定を延期することがあります。

入所の決定について

入所が決定した方には２月上旬に『児童ホーム利用承諾通知書』を送付します。通知が届いた方は、**必ず２月中に保育幼稚園課に来所いただき**、入所手続きを行ってください。手続き時にお渡しする『連絡票』は、入所日までに児童ホームへ提出いただくものです。その際、新規利用の方は、入所児童と一緒に児童ホームへお越しください。

選考の結果、落選となった方には『児童ホーム利用承諾保留通知書』を送付します。当該年度中の受け入れが可能となり次第、順次『児童ホーム利用承諾通知書』を送付し、入所の案内をいたします。

【問い合わせ先】
大和高田市大字大中９８番地４
大和高田市役所　こども・健康部
保育幼稚園課
電話 0745-22-1101（内線 2656）